

# 山梨県教育大綱

## 山梨県教育振興基本計画

令和6年（2024年）3月  
山梨県・山梨県教育委員会

## 山梨県教育大綱（前文）

私は、10年先、20年先を見越した上で「今」を築き、その積み重ねにより、今日より明日が良くなるという確かで安心できる環境を創り、「県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし」を実現して参ります。

そのために、これまで全力で取り組んできた子供たち一人一人に丁寧に向き合い、その能力や個性に寄り添ったきめ細かな教育環境の整備を更に前へ進めていかなければなりません。

本県で育つ子供たちは誰でも、どのような境遇や経済状況にあっても、誰一人取り残されることなく、夢と希望に邁進できる、そんなふるさとの地であって欲しい。その願いを、充実した教育環境の実現に込め、未来を担う子供たちが、将来、地域のたくましい担い手となって活躍できるよう、それぞれの個性に応じた、きめ細かな質の高い教育を受けられる環境の実現を目指します。

また、人生100年時代を見据えた生涯学習・社会教育の充実を図り、誰もが生涯のあらゆる場面で学びにアクセスできる社会を実現して参ります。

そこで、本県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方針となる教育大綱において、私が特に重点的に進める教育施策の方針を、皆様にお示ししたいと思えます。

### （未来を生きる子供に必要な力を育む教育の推進）

子供たちが、確かな学力、豊かな人間性、健康や体力をバランス良く身に付け、夢に向かい邁進できるようにするためには、一人一人の特性や関心・意欲に応じた環境が必要です。そこで、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、子供主体の授業への転換を図ります。

また、外国語によるコミュニケーション能力や主体性・積極性、異文化理解の精神等を子供たちが身に付けていくためには、多彩な背景を有する国内外の人々と出会い、多様な価値観に触れ、将来の挑戦・活躍へのモチベーションを高められる取組を進めるなど、グローバルな視野で活躍するための資質や能力の向上が図られるよう支援します。

### （誰もが可能性を伸ばせる教育の推進）

厳しい経済環境に生まれた子供であっても、希望を失わず夢を掲げて学び続けられる公教育を実践するためには、全ての子供がそれぞれの可能性を拓くための基盤が必要となります。そこで、これまで小学3年生まで導入してきた1クラス25人

を基本とする少人数教育を段階的・計画的に導入拡大することにより、子供たち一人一人の可能性を最大限発揮できる環境を整備します。

また、不登校児童生徒が、自己肯定感を高く持って自身の成長を追求していけるよう、児童生徒の「居場所」となる学びの多様化学校導入の検討や学習支援の充実、社会性の更なる育成を図ります。

更に、教員の体系的理解の深化と対応力向上のための啓発や研修の実施、子供が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくりの推進など、不登校対策の充実を図ります。

#### (教育デジタルトランスフォーメーション (DX) の推進)

個別最適な学びや協働的な学びの充実のため、教員の ICT 活用指導力の向上を含めた、学校教育における ICT の実践力の強化を図ります。

また、変化の激しい時代を生き抜く実践的な力を養うため、ICT を活用した教科等横断的な学習 (STEAM 教育) や課題解決型学習 (PBL) といった子供たちが自ら課題を見つけ、その課題を自ら解決する探究的な学びの機会の充実を図ります。

#### (学校を取り巻く教育環境の整備)

子供たちが安心して質の高い教育を受けられるためには、教員が子供に向き合う時間を確保し、子供に教えるという教員本来の仕事に集中できる環境の整備が必要です。そこで、部活動改革や ICT の活用による教員の負担軽減など、教員が自らの能力を十分に発揮し、やりがいと働きやすさを感じることができる魅力ある職場環境の構築を図ります。

こうした私の思いは、「主体的に学び 他者と協働し 豊かな未来を拓く やまなしの人づくり～誰もが教育の機会にアクセスできるやまなし～」を基本理念とした山梨県教育振興基本計画に施策としてお示ししました。

施策の実施に当たっては、教育委員会としっかりタッグを組み、国や市町村、関係団体、地域の皆様との力強いパートナーシップによるオール山梨体制を築き取り組んで参ります。

令和 6 年 3 月

山梨県知事 長崎 幸太郎

## ○ 大綱の位置づけ

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に基づき、本県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について総合教育会議の場で知事と教育委員が協議を行ったうえで知事が定めたものです。

また、大綱において定める本県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針については、教育基本法第17条第2項に基づき策定する「山梨県教育振興基本計画」を位置づけることとします。

## ○ 大綱の計画期間

計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。